(平成22年3月23日教育長決裁)

1 目的

この基準は、加須市立図書館資料収集要綱第3条の規定に基づき、図書館における図書館資料の選定や収集に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 資料種別方針

資料の収集方針は次のとおりとする。

(1) 図書

ア 一般図書

- (ア) 市民が日常生活に必要な実用書をはじめ、教養・娯楽・趣味等各分 野にわたり、幅広く収集する。
- (イ) 各分野の基本的・入門的な資料の他、基本図書として評価が定着している図書については、特に配慮して収集する。
- (ウ) 新たに発生した学術・芸術分野および社会現象等に関し、必要な資料を収集し、市民の要求に的確に対応する。

イ 児童図書

- (ア) 子どもたちが読書を通じて情操を豊かにし、想像力を高めるような 資料を収集する。
- (イ) 長く読みつがれている評価の高い作品については、十分な複本を揃える。
- (ウ) 調べ学習等に対応できるように、内容の正確さ等を配慮して収集する。

ウ 参考図書

- (ア) 調査研究を行なうために辞書、事典、年鑑、便覧、統計、白書等を 各分野にわたって、幅広く収集する。
- (イ) 調査研究に使用されるように、収録情報の新鮮さや充実度、信頼性 等に配慮して収集する。

エ 青少年向け図書

一般図書や児童図書のうち、青少年が興味関心を持ち、知的要求に応えるとともに、心の豊かさや精神的成長に配慮したものを収集する。

才 外国語図書

外国語図書は外国人サービス及び市民の外国語で書かれた資料に対する要求に応えるために、利用者の状況等に配慮しながら収集する。

(2) 逐次刊行物

ア新聞

- (ア) 国内発行の主要な全国紙及び地方紙で児童及び青少年向けのもの も含めて収集し、地域社会の経済及び産業に役立つ専門紙並びに機関紙 についても、利用度に応じて収集する。
- (イ) 新聞の縮刷版等は、必要に応じて収集するものとする。

イ雑誌

- (ア) 総合誌をはじめ、各分野の基本的な雑誌を中心に、分野が偏らないように配慮して収集する。
- (イ)地域社会の経済、産業に役立つ専門誌等も必要に応じて収集する。
- (ウ)収集にあたっては、創刊や廃刊等の出版状況に配慮して収集する。

(3) 地域·行政資料

- ア 加須市に関する資料は、図書、機関紙、パンフレット、地図のみならず、 古文書、記録、映像、録音資料等、積極的に収集する。
- イ 市民が地域についての関心を高め、地域行政に関する知識を得ることが できるよう、関係行政機関で公刊された必要な資料を収集する。
- ウ 加須市在住及び加須市出身者の著作についても収集するように努める。
- エ 埼玉県及び県内市町村に関する資料は、基本資料及び加須市に関係のある資料を収集する。

(4) 視聴覚資料

- ア 趣味、教養、娯楽又は文化活動に資するため、クラシック、ポピュラー、 民族音楽、芸術、演芸、ドキュメンタリー、文学作品、スポーツ等の基本 的作品及び代表的実演家の作品を中心に収集する。
- イ 郷土芸能、産業、文化に関して収録されたものは積極的に収集する。
- ウ 購入する記録媒体については、その発展と普及状況を配慮する。
- エ 実際の購入にあたっては活字資料とのバランスを考慮する。
- (5) 障害者サービス用資料

視覚障害者等の利用に供するため、点字資料、大活字本、録音資料等、障害に配慮された資料を収集する。

(6) 電子資料

- ア CD-ROM等のパッケージされた電子化資料は、その特性を活かして 製作されたものを中心に必要に応じて収集する。
- イ実際の購入にあたっては活字資料とのバランスを考慮する。

(7) 漫画・コミック

- ア 長い年月を経て評価が定まったもので、芸術性の高く、定評があり、時 代を表現したものを中心に収集する。
- イ 実際の購入にあたっては活字資料とのバランスを考慮する。
- (8) その他

その他、館長が必要と認める資料についても収集する。

3 寄贈・寄託資料

寄贈・寄託される資料は、寄贈者及び寄託者の意志を尊重し、かつ本基準 に準拠するとともに、内容、利用度、出版年、保存状態等を十分考慮して受 入れる。

ただし、予め図書館と協議し、図書館が受入・整理を認めない場合はその 限りではない。

また、図書館は通常管理下での損傷、亡失等に対し、その責めを負わない。

4 委任

この基準に定めるもののほか、資料の選定収集に関し必要な事項は図書館課長が別に定める。

5 基準の改正

この基準は公開し、地域社会の情勢の変化に応じて適切に改正するものとする。

附則

この基準は、平成22年3月23日から施行する。